

富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業
との調和に関する条例に係る事前協議及び許可申請等の手引



令和6年4月1日改訂
富岡市建設水道部 都市計画課

目次

1	富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例について	2
2	保全地区の定義	3
2-1	景観計画区域（富岡製糸場周辺特定景観計画区域を除く市内全域）	3
2-2	富岡製糸場周辺特定景観計画区域	4
3	許可申請が必要となる太陽光発電設備の規模	5
4	許可申請手数料	5
5	太陽光発電設備の設置に関する手続	5
5-1	太陽光発電設備設置事業に係る事前協議の手続	5
5-2	太陽光発電設備設置事業に係る近隣住民等説明会及び住民協議の手続	13
5-3	太陽光発電設備設置事業に係る許可申請の手続	17
5-4	変更許可申請に係る手続き	26
6	太陽光発電設備設置に関する許可基準	27
7	太陽光発電設備設置に関する許可の取消し	33
8	措置命令	33
9	土地所有者等に対する措置	33
10	違反事実の公表	34
11	その他	35
11-1	富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	35
11-2	富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則	42

1 富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例について

本市は、自然環境、景観等と調和のとれた太陽光発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって住民の生活環境の保全に寄与することを目的として、平成30年10月1日から「富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（以下「条例」という。）」を施行します。

条例では、景観計画に定める「景観計画区域（市内全域）」を保全地区として指定しています。保全地区内では、一定面積を超える太陽光発電設備を設置する場合には、許可申請の手続きが必要となります。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置する太陽光パネル又は富岡製糸場周辺特定景観計画区域外で行う事業区域の面積が300平方メートル未満の事業については、許可申請の対象外となります。

用語の説明	
景観計画区域	富岡市景観条例（平成21年3月25日条例第14号）第7条第1項の規定に基づく富岡市景観計画に定める良好な景観の形成に関する施策が必要と認められる地域をいう。
富岡製糸場周辺特定景観計画区域	富岡市景観条例（平成21年3月25日条例第14号）第8条第1項に基づく富岡市景観計画に定める良好な景観の形成に関する施策が特に必要と認められる地域をいう。
太陽光発電設備	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）であって、同条第4項第1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。 ※非FITの太陽光発電についても、条例の対象となります。
事業者	太陽光発電設備を設置する事業（木竹の伐採、盛土、切土、埋土等の造成工事を含む。以下「事業」という。）を計画し、これを実施する者をいう。
事業区域	事業を行う土地（太陽光発電設備に附属する管理施設、変電設備、緩衝地帯等に係る土地を含む。）であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
工事施行者	事業に係る工事を請け負った者及び請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。
近隣住民	事業区域の境界から100メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建物を所有する者をいう。
該当行政区	富岡市行政区条例（平成18年富岡市条例第13号）第2条に規定する行政区で、事業区域の境界から100メートル以内の区域を含む行政区をいう。

2 保全地区の定義

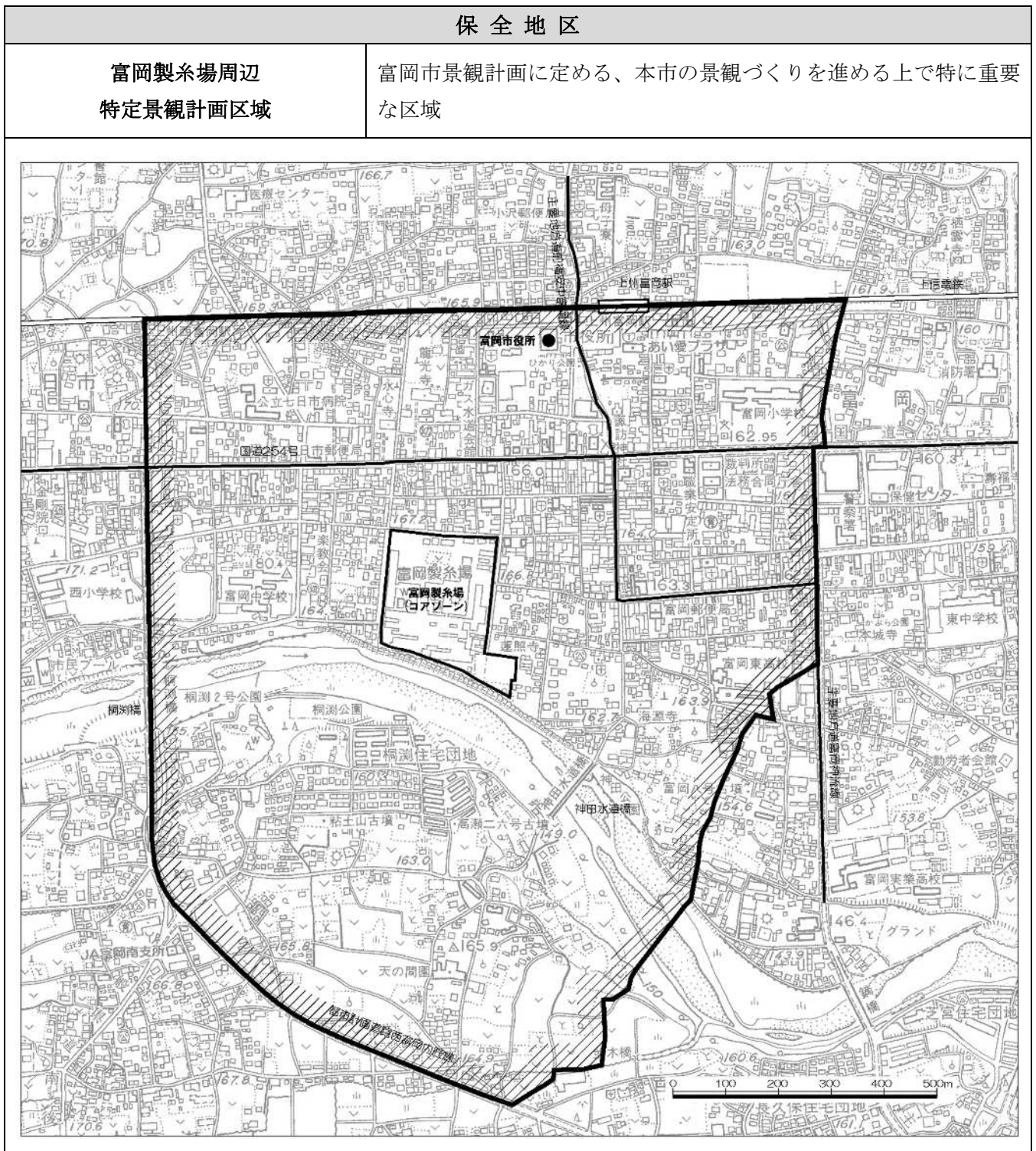
条例では、富岡市景観計画に定める「景観計画区域（市内全域）」を保全地区として指定しています。当該区域内で一定規模の太陽光発電設置事業を行う場合は、事業に着手する前に市長の許可を受けなければなりません。

2-1 景観計画区域（富岡製糸場周辺特定景観計画区域を除く市内全域）

保 全 地 区	
景観計画区域 （市内全域）	富岡市景観計画に定める、景観づくりを進めていくための区域

2-2 富岡製糸場周辺特定景観計画区域

保全地区である景観計画区域のうち、本市の景観づくりを進める上で特に重要な区域を「富岡製糸場周辺特定景観計画区域」として定めています。



※ 太枠内が「富岡製糸場周辺特定景観計画区域」です。

3 許可申請が必要となる太陽光発電設備の規模

保全地区内において、許可申請が必要となる太陽光発電設備の規模は次のとおりです^{※1}。

(1) 景観計画区域（富岡製糸場周辺特定景観計画区域を除く市内全域）

事業区域の面積が300平方メートル以上の事業が対象です^{※2}。

(2) 富岡製糸場周辺特定景観計画区域

全ての太陽光発電設備設置事業が対象です^{※3}。

※¹ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号の規定に基づく環境施設として太陽光発電設備を設置する事業は、許可申請の対象外となります。

※² 建築物の屋根又は屋上に設置する太陽光パネルについては、許可申請の対象外です。

※³ 建築物の屋根又は屋上に設置する太陽光パネルについては、許可申請の対象外ですが、ガイドラインに基づく規制の対象となります。

4 許可申請手数料

太陽光発電設備を設置するに当たり許可申請を行う際には、以下の手数料がかかります。手数料は、許可申請書提出時にお支払いいただきます[※]。

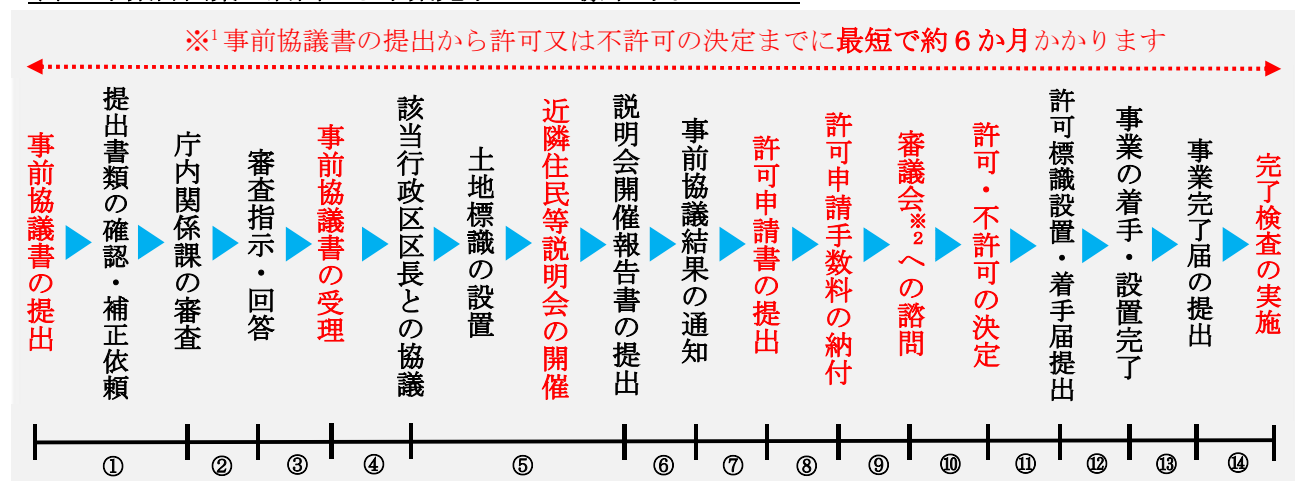
- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 条例第12条第1項の許可申請 | 1件につき3万円 |
| (2) 条例第14条第1項の変更の許可申請 | 1件につき2万円 |

※ 不許可となった場合でも、納付した手数料は原則還付いたしません。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではありません。また、国又は地方公共団体が実施する事業については、手数料を減額し、又は免除することができます。

5 太陽光発電設備の設置に関する手続

5-1 太陽光発電設備設置事業に係る事前協議の手続

(1) 事業計画案の届出から事業完了までの標準的なフロー^{※1}



①約1～2か月間（書類の不備や差替え等が発生した場合はそれ以上の期間を要する）

②約2週間 ③約2週間 ④受理後、市から事業者へ連絡 ⑤約2か月間 ⑥約1週間

⑦確認後、市から事業者へ連絡 ⑧審議会開催日の14日前までに許可申請書を提出

⑨審議会開催日の7日前までに手数料を納付 ⑩約1週間～2週間 ⑪要協議

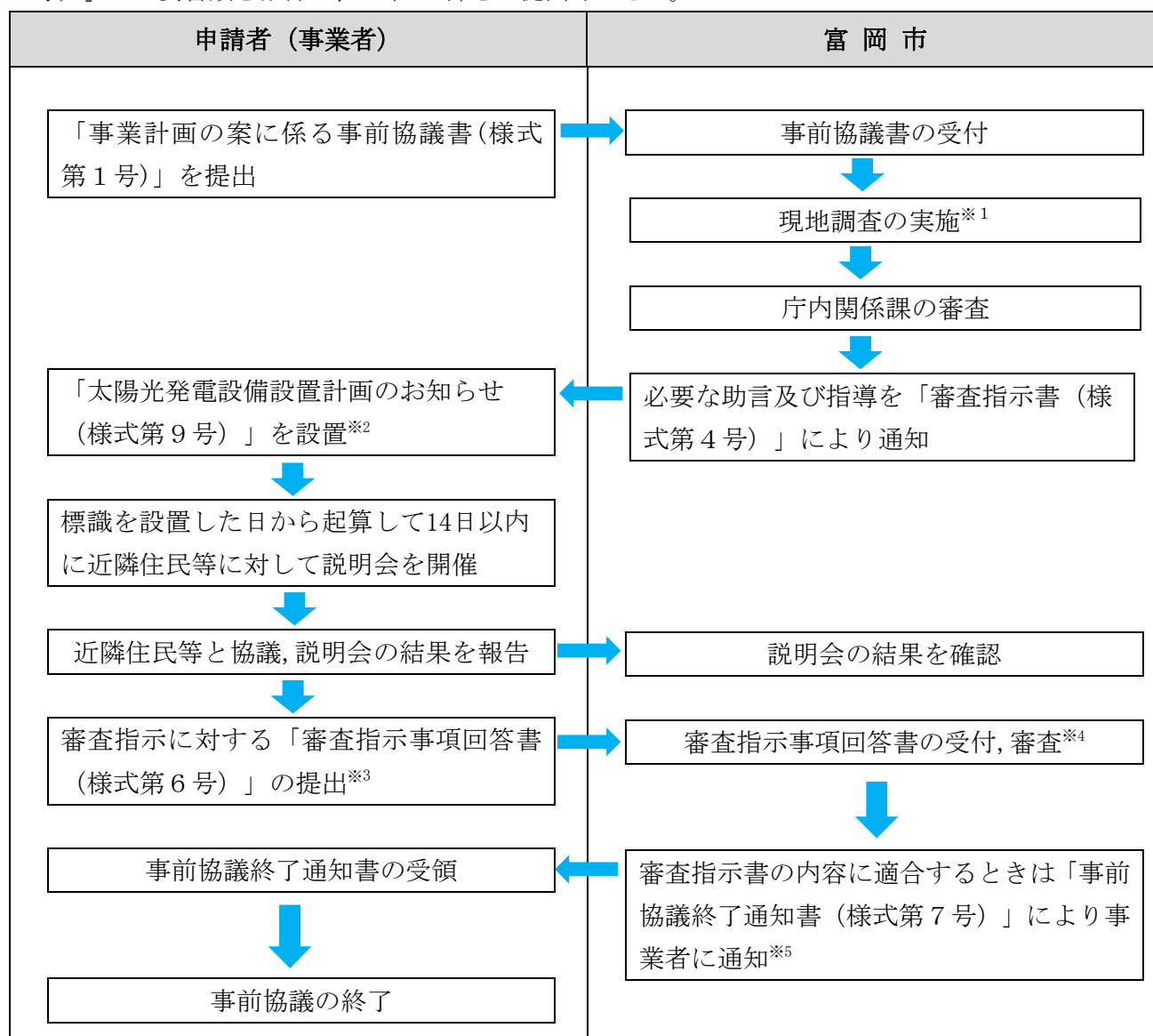
⑫許可標識を設置（発電期間中）、搬入車両及び工事車両等に表示物を掲示

⑬事業完了後、完了検査を実施（要立ち会い） ⑭事業完了日から10日以内に届出書を提出

※² 太陽光発電設備設置審議会は、2か月に1回開催します（原則奇数月）。

(2) 事業計画の案に係る事前協議の手続の流れ

事前協議は、以下の流れに沿って手続を行います。「事業計画の案に係る事前協議書（様式第1号）」に必要書類を添付し、正本：1部をご提出ください。



※¹ 必要に応じて現地調査を実施します。現地調査を実施する場合、事業者の立会いを求めることがあります。

※² 事前協議の内容を変更するときは、「事業計画の案変更届（様式第8号）」に変更内容が確認できる書類を添付し、再度、協議してください。

※³ ① 関係行政機関及び地域住民との協議調整の結果、審査指示事項の内容に適合する見込みがないと判断したときは、「事前協議取下書（様式第5号）」を市に提出してください。

② 「審査指示事項回答書（様式第6号）」には、市の指示事項に適合していることが確認できる書類を添付してください。

※⁴ 回答内容が不十分な場合には、再度、指示又は協議の取下げを指示することがあります。

※⁵ 事前協議終了通知書は、審査指示事項回答書の提出があった場合に限り事業者へ通知します。

(3) 事前協議書に添付する書類

事前協議書（様式第1号）を提出する際は、以下に掲げる書類を添付してください。

図面等の種類		明示すべき事項及び添付書類
①	事業者及び工事施行者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書）	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人の場合は、その住民票の写し ■ 法人の場合は、その法人の登記事項証明書 <p>工事施工者</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人の場合は、その住民票の写し ■ 法人の場合は、その法人の登記事項証明書
②	事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業区域の土地に関する登記事項証明書（1部は原本） ■ 事業区域の土地に関する公図の写し（1部は原本） <p>※公図には、方位、開発区域（朱色着色）、公道（要着色）、水路（要着色）を明示すること。</p>
③	事業者及び工事施行者が事業計画の案を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 金融機関等が発行する融資証明書又は残高証明書等 <p>工事施工者</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 残高証明書又は決算報告書等
④	事業者及び工事施行者が条例第13条第2項第3号に該当しないことを誓約する書類	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 富岡市暴力団排除条例（平成24年富岡市条例第32号）第2条に定義する暴力団員等でないことを誓約する書類 <p>※富岡市ホームページに様式を掲載</p> <p>工事施工者</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 富岡市暴力団排除条例（平成24年富岡市条例第32号）第2条に定義する暴力団員等でないことを誓約する書類 <p>※富岡市ホームページに様式を掲載</p>
⑤	委任状（代理人の場合） ※事業者自らが事務手続を行う場合は添付不要	事業者に代わって代理人が手続をすることを証明する書類
⑥	開発区域位置図	<p>以下に掲げる項目を必ず記載すること。</p> <p>《記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/25,000以上で作成した旨 ■ 方位 ■ 開発区域の位置 <p>※朱色で着色し明示すること。</p>
⑦	現況平面図（測量図）	<p>以下に掲げる項目を必ず記載すること。</p> <p>《記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/600以上で作成した旨 <p>※1/600以上の縮尺で作成すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ■ 開発区域の位置 ※朱色で着色し明示すること。 ■ 方位 ■ 開発区域の地形 ※土地の測量調査を行い土地の勾配（高低差）を示すこと。
⑧	土地等権利者同意書	<p>《土地の賃貸借を伴う場合（賃貸借契約）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 土地等権利者同意書 ■ 賃貸借契約書の写し <p>《土地の売買を伴う場合（売買契約）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 売買契約書の写し <p>《自己所有の土地で事業を行う場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 所有権があることを証明する書類 <p>《事業区域に共有地を含む場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当該権利を有する全ての者の同意書
⑨	土地利用計画平面図	<p>以下に掲げる項目を必ず記載すること。</p> <p>《記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/600以上で作成した旨 ※1/600以上の縮尺で作成すること。 ■ 方位 ■ 開発区域の位置 ※朱色で着色し明示すること。 ■ 太陽光アレイの配置（レイアウト） ■ 太陽光モジュールの発電量 ■ フェンスの位置及び高さ ■ 緩衝帯の幅 ■ 目隠し又は植栽の設置位置 ■ 門扉及び標識の位置 ■ 構内柱及び電柱の位置並びに配線経路 ■ 申請日から3か月以内に作成した旨
⑩	造成計画平面図 ※切土又は盛土を行う場合のみ要添付	<p>以下に掲げる項目を必ず記載すること。</p> <p>《記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/600以上で作成した旨 ※1/600以上の縮尺で作成すること。 ■ 開発区域の位置 ※朱色で着色し明示すること。 ■ 切土の位置及び範囲 ※黄色で着色し明示すること。 ■ 盛土の位置及び範囲

		<p>※赤色で着色し明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 崖又は擁壁の位置 ■ 道路の位置、形状、幅員、勾配 ■ 縦横断線の位置及び記号 ■ 太陽光発電設備の配置
	<p>造成計画断面図 ※切土又は盛土を行う場合のみ要添付</p>	<p>以下に掲げる項目を必ず記載すること。 《記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/600以上で作成した旨 ※1/600以上の縮尺で作成すること。 ■ 縦横断線の位置及び記号 ■ 切土をする前後の地盤面の高低 ※黄色で着色し明示すること。 ■ 盛土をする前後の地盤面の高低 ※赤色で着色し明示すること。 ■ 計画地盤高 ■ 構造物の位置及び形状を明示 ■ 太陽光発電設備の配置及び架台の構造 ■ 太陽光発電設備の基礎の仕様及び根入れ長
⑪	<p>排水計画平面図及び集水区域図並びに断面図 ※設備設置により、雨水流出量が増大する事業地は排水計画を検討すること。</p>	<p>以下に掲げる項目を必ず記載すること。 《記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/600以上で作成した旨 ※1/600以上の縮尺で作成すること。 ■ 排水区域界 ■ 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置 ■ 放流先の名称 ■ 流量計算書
⑫	<p>水利権者等同意書 ※雨水の放流先を用水路に接続しない場合は添付不要</p>	<p>所有者又は管理者の同意書</p>
⑬	<p>擁壁の背面図及び断面図</p>	<p>以下に掲げる項目を必ず記載すること。 《記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/500以上で作成した旨 ※縮尺1/500以上で作成すること。 ■ 擁壁の寸法及び勾配 ■ 擁壁の材料の種類及び寸法 ■ 裏込コンクリートの寸法 ■ 浸水層の位置及び寸法

		<ul style="list-style-type: none"> ■ 擁壁を設置する前後の地盤面 ■ 基礎地盤の土質 ■ 基礎杭の位置及び材料並びに寸法を明示
⑭	太陽光発電設備の構造図及び立面図	<p>構造図及び立面図に以下に掲げる項目を必ず記載すること。</p> <p>構造図</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/50以上で作成した旨 ※縮尺1/50以上で作成すること。 ■ 太陽光発電設備の形状、高さ、寸法、材料、勾配及び色彩 ※太陽光パネルレイアウトごとに作成すること。 ■ 架台の形状、高さ、寸法、材料、勾配及び色彩 ※太陽光パネルレイアウトごとに作成すること。 ■ 基礎の仕様及び根入れ長 ■ 変電設備の形状、高さ及び寸法 <p>立面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/300以上で作成した旨 ※縮尺1/300以上で作成すること。 ■ 図面の方向 ■ 太陽光発電設備の形状、高さ、寸法、材料、勾配及び色彩 ※太陽光パネルレイアウトごとに作成すること。 ■ 架台の形状、高さ、寸法、材料、勾配及び色彩 ※太陽光パネルレイアウトごとに作成すること。 ■ 基礎の仕様及び根入れ長 ■ 事業区域内に設置するフェンス等の工作物等の形状、高さ、寸法、材料、勾配及び色彩 <p>構造図及び立面図に以下に掲げる書類を添付すること。</p> <p>構造図添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光発電設備の仕様書及びカタログ ■ 架台の仕様書及びカタログ ■ 変電設備の仕様書及びカタログ <p>立面図添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業区域に設置するフェンスの仕様書及びカタログ ※フェンスの高さ及び色彩を示すこと。 ※簡易的な仕様のもの認められない。 ■ フェンスに設置する目隠しの仕様書又はカタログ ※簡易的な仕様のもの認められない。 <p>※植栽を目隠しとして使用する場合は、植栽の種類及び高さ等がわかる書類を提出すること。</p>
⑮	維持管理に係る計画書	以下の項目について記載漏れのないよう記入すること。

	(様式第2号)	<p>《記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業区域（所在、面積） ■ 期間（工事予定期間、発電予定期間） ■ 発電概要（想定発電出力、年間想定発電量） ■ 太陽光パネル発電設備（製品番号等、設置枚数、設置面積、高さ、色彩） ■ 附属設備（製品番号等、設置箇所数、容量、定格出力、発生騒音量） ■ 工事施工者（住所、氏名、電話番号） ■ 電気事業者（住所、氏名、電話番号） ■ 事業区域の管理者（住所、氏名、電話番号、管理内容等） ■ 点検予定業者等（住所、氏名、電話番号、点検の頻度） ■ 管理者点検概要（発電設備、附属品等、その他） <p>※点検内容が書ききれない場合は、別紙を添付すること。</p> <p>※フェンス、目隠し、植栽等の維持管理方法について具体的に記述すること。</p> <p>※発電出力が高圧の場合は、保安規程を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急時の連絡先（住所、氏名、電話番号）
⑩	立地環境に関する概要書 (様式第3号)	<p>以下の項目について記載漏れのないよう記入すること。</p> <p>事業区域の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 所在 ■ 面積 ■ 区域区分 <p>事業区域の土地利用規制等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自然環境の保全に関する規制区域 ■ 景観の保全に関する規制地域 <p>※「眺望点から事業区域を撮影した写真」及び「眺望点から事業区域までの距離を示した位置図」を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害防止に関する規制地域 <p>※規制区域に該当する場合は、各法令の所管部署に問い合わせを行い、その結果を添付すること。</p> <p>事業区域周辺の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業区域と周辺集落との関係 ■ 事業区域からの排水先に関する概要 ■ 事業区域への主たる進入経路及び前面道路の状況 <p>※道路幅員が4m未満である場合は、通行に支障が生じないための対策を検討し、その内容を示した書面を添付すること。</p>
⑪	前各号に掲げるもののほか、	ア) 事業の施行に必要な法令及びその他の条例の許認可の取

<p>市長が必要と認める書類</p>	<p>得の状況</p> <p>イ) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条第1項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況</p> <p>ウ) その他市長が必要と認める書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 電気事業者との接続契約書の写し ■ 工事費見積書又は工事設計書 ■ 廃棄費用の年度別の積立金額を示した書類(売電期間中の資金計画書) ■ 反射光シミュレーション図とその影響に対する考察書類(四季ごとの太陽光の入射角及び反射角を示した書類) ■ 太陽光発電設備の構造(強度)計算書 ■ 地盤調査(SWS試験又は引抜き試験等)の試験結果 ※事前協議書の提出前にSWS試験を実施できない場合は、市都市計画課と協議すること。 ■ 地盤調査の結果を基に算定した架台基礎の支持力の安定性を示した書類 ■ 年間想定発電量の根拠を示した書類 ■ 防草シートの仕様書及びカタログ ※透水係数を示し透水性があることを証明すること。 ■ 事業区域及び周辺の状況がわかるカラー写真
--------------------	---

※ 図面は、現況と一致したものを提出してください。既存の資料がない場合や既存の資料が現況と異なる場合は、測量を行い、図面を作成してください。

※ 添付書類は、作成日又は発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。

※ 添付漏れがないよう別紙「事業計画の案に係る事前協議書(様式第1号)チェックシート」をご活用ください。

(4) 事業計画の案を変更する場合における手続

事業計画の案を変更しようとする場合は、「事業計画の案変更届(様式第8号)」に変更内容が確認できる書類を添付し、速やかに市長に届け出てください。また、事前協議を取り下げる場合は、「事前協議取下書(様式第5号)」をご提出ください。

届出書等の種類	添付書類
<p>事業計画の案変更届 (様式第8号)</p>	<p>変更しようとする内容が確認できる書類</p>
<p>事前協議取下書 (様式第5号)</p>	<p>取下げ理由書</p>

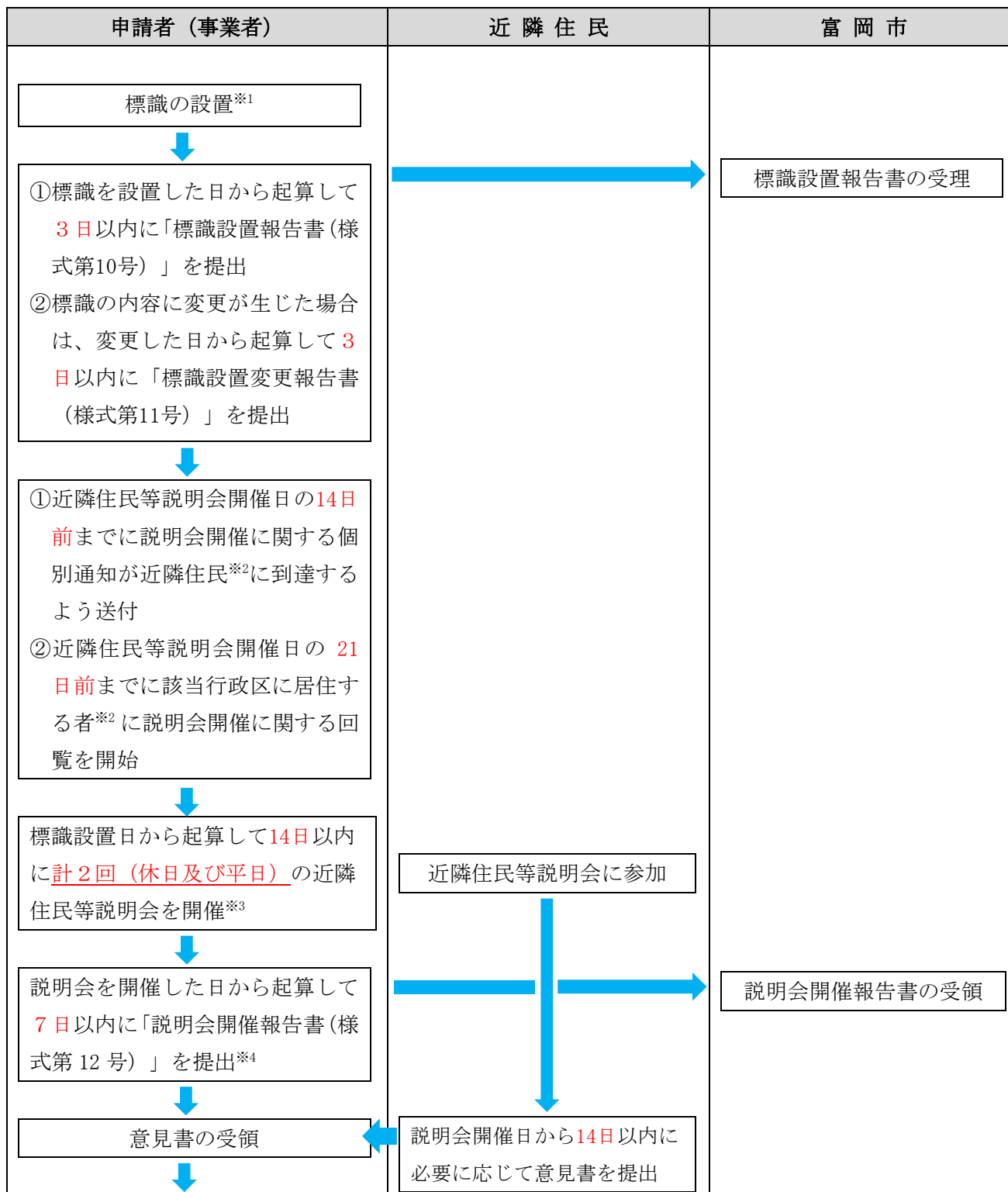
※ 上記の変更届及び取下書を提出する際は、添付書類を添えて計1部ご提出ください。

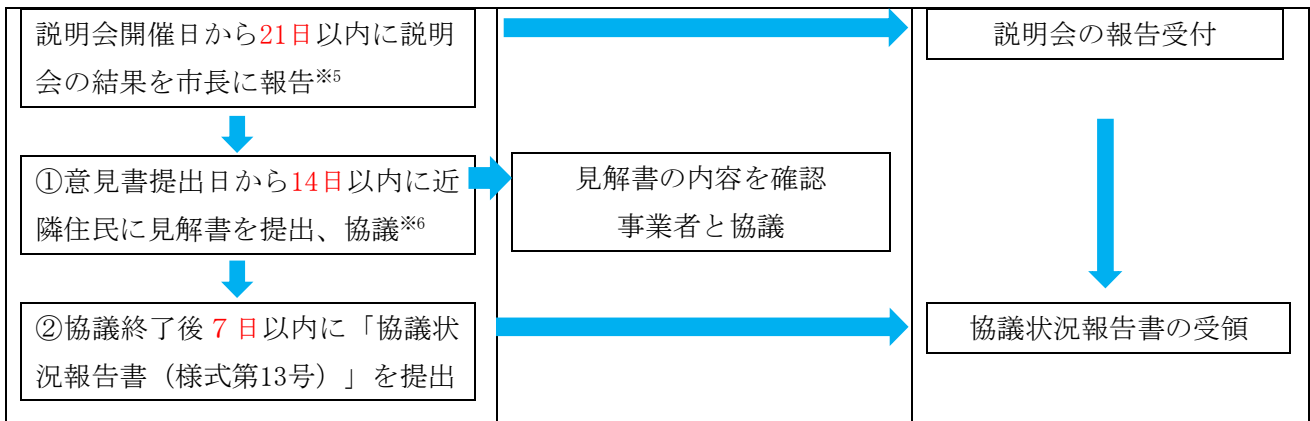
5-2 太陽光発電設備設置事業に係る近隣住民等説明会及び住民協議の手続

事業者は、近隣住民及び該当行政区の区域に居住する者に対し、事業計画の案の周知を図るため、事業区域に「太陽光発電設備設置計画についてのお知らせ（様式第9号）」を設置してください。その後、標識を設置した日から起算して14日以内に事業計画についての説明会を開催してください。

(1) 近隣住民等への説明会及び住民協議に係る手続の流れ

近隣住民等に対する説明会の開催及び住民との協議の流れについては、以下のとおりです。





※¹ 事業区域内の公衆に見える場所に「太陽光発電設備設置計画についてのお知らせ（様式第9号）」を設置してください。

※² ① 「近隣住民」の定義

事業区域の境界から100メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建物を所有する者を行います。法務局で公図又は土地建物等登記簿謄本を取得し特定してください。

② 「該当行政区に居住する者」の定義

富岡市行政区条例第2条に規定する行政区で、事業区域の境界から100メートル以内の区域を含む行政区をいい、そこに居住する者を行います。該当行政区の確認は、市都市計画課までお問い合わせください。

※³ 近隣住民等説明会は、2回以上開催してください。詳細については、5-2(4)をご確認ください。

※⁴ 説明会開催報告書（様式第12号）は、平日と休日それぞれの分を作成してください。

※⁵ 意見の概要を記載した書面に近隣住民等からの意見書の写しを添付し市長に提出してください。

※⁶ 協議が不十分な場合は、再度、協議を行うよう指示することがあります。

(2) 標識設置の報告

近隣住民及び該当行政区の区域に居住する者に対し、事業計画の案の周知を図るため標識を設置した際は、「標識設置報告書（様式第10号）」に必要書類を添付し、計1部ご提出ください。

届出書等の種類	添付書類	提出部数
標識設置報告書 (様式第10号)	ア) 標識を設置した場所が明示された図面 イ) 標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真等	1部

(3) 事業計画の案の変更に伴う標識設置の変更手続

事業計画の案の変更に伴って標識を変更する場合は、「標識設置変更報告書（様式第11号）」に必要書類を添付し、計1部ご提出ください。

届出書等の種類	添付書類	提出部数
標識設置変更報告書 (様式第11号)	ア) 変更後の標識を設置した場所が明示された図面 イ) 変更後の標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真等	1部

(4) 近隣住民等説明会に係る運用基準

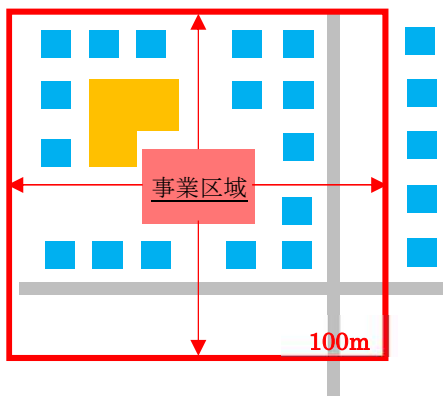
近隣住民等説明会の運用基準は、以下のとおりです。

項目		内容
1	開催要件	原則として、事業者が開催すること。なお、近隣住民等説明会を開催する要件として、出席者割合は定めない。
2	開催場所	事業区域近くの公民館又は公会堂等の近隣住民等が参集しやすい場所を確保すること。
3	開催頻度	2回以上 開催すること。ただし、近隣住民等から要望があった場合には、それ以上開催すること。
4	開催日時	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開催日：必ず平日と休日に開催すること（同一日での開催は不可とする）。 ■ 時 間：昼間又は夜間のどちらかに開催すること。 ■ 特記事項：開催日時の調整にあたっては、該当行政区の区長と協議の上、近隣住民等が参集しやすい日時とすること。また、該当行政区の区長と協議した記録を説明会開催日の21日前までに書面で提出すること（様式は任意）。
5	周知方法及び周知期間	<p>(1) 対象者：「近隣住民」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 周知方法：事業者が公函や土地建物登記簿謄本等を取得し、近隣住民を特定すること。その上で、住民説明会の日時や場所等について個別に通知すること。 ■ 周知期間：近隣住民等説明会開催日の14日前までに個別通知が近隣住民に到達するよう送付すること。 <p>(2) 対象者：「該当行政区に居住する者」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 周知方法：事業者が該当行政区の区長に相談し、回覧板等の方法により近隣住民等説明会の日時や場所等について通知すること。 ■ 周知期間：近隣住民等説明会開催日の21日前までに回覧を開始すること。
6	費用	住民説明会開催に伴う費用（例：会場借上料、通知郵送代、土地建物登記簿謄本等請求手数料など）は、全て事業者の負担とする。
7	その他	近隣住民等説明会に欠席した者であって、かつ、 事業区域に隣接して居住する者 に対しては、近隣住民等説明会開催後、事業計画について 個別に説明 を行うこと。また、その結果を書面にまとめ、 説明会開催報告書（様式第12号） と併せて提出すること。

※ 事業者は、近隣住民と該当行政区の区域に居住する者が重複している場合であっても、上記5の(1)及び(2)に掲げる方法により近隣住民等説明会の周知を図ること。

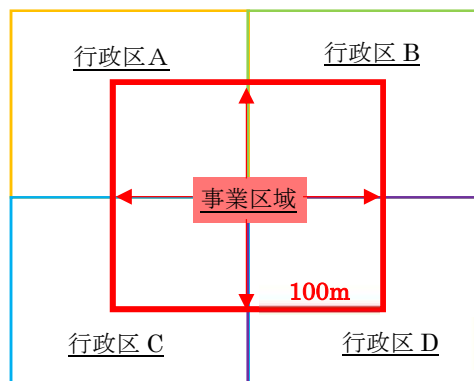
《周知方法のイメージ》

(1) 「近隣住民」に対する周知



■ 事業区域 □ 事業区域から 100m の範囲
■ 住宅 (居住者) ■ 土地

(2) 「該当行政区に居住する者」に対する周知



■ 事業区域 □ 事業区域から 100m の範囲
■ 該当行政区 A ■ 該当行政区 B
■ 該当行政区 C ■ 該当行政区 D

注：事業区域から 100 メートルの範囲内に単一又は複数の行政区（例：図(2)行政区 A から D までのいずれか）を含む場合は、該当行政区の区域内に居住する住民への周知も必要となります【参考：図(2)】。

(5) 近隣住民等との協議に伴い市に提出する報告書及び添付書類

事業者は、近隣住民及び該当行政区の区域に居住する者に対して説明会を開催したときは、「説明会開催報告書（様式第12号）」に必要書類を添付し、説明会ごとに報告書を作成の上ご提出ください。また、近隣住民等から意見書の提出を受け、協議を行ったときは、「協議状況報告書（様式第13号）」に意見書及び見解書の写しを添付し、ご提出ください。

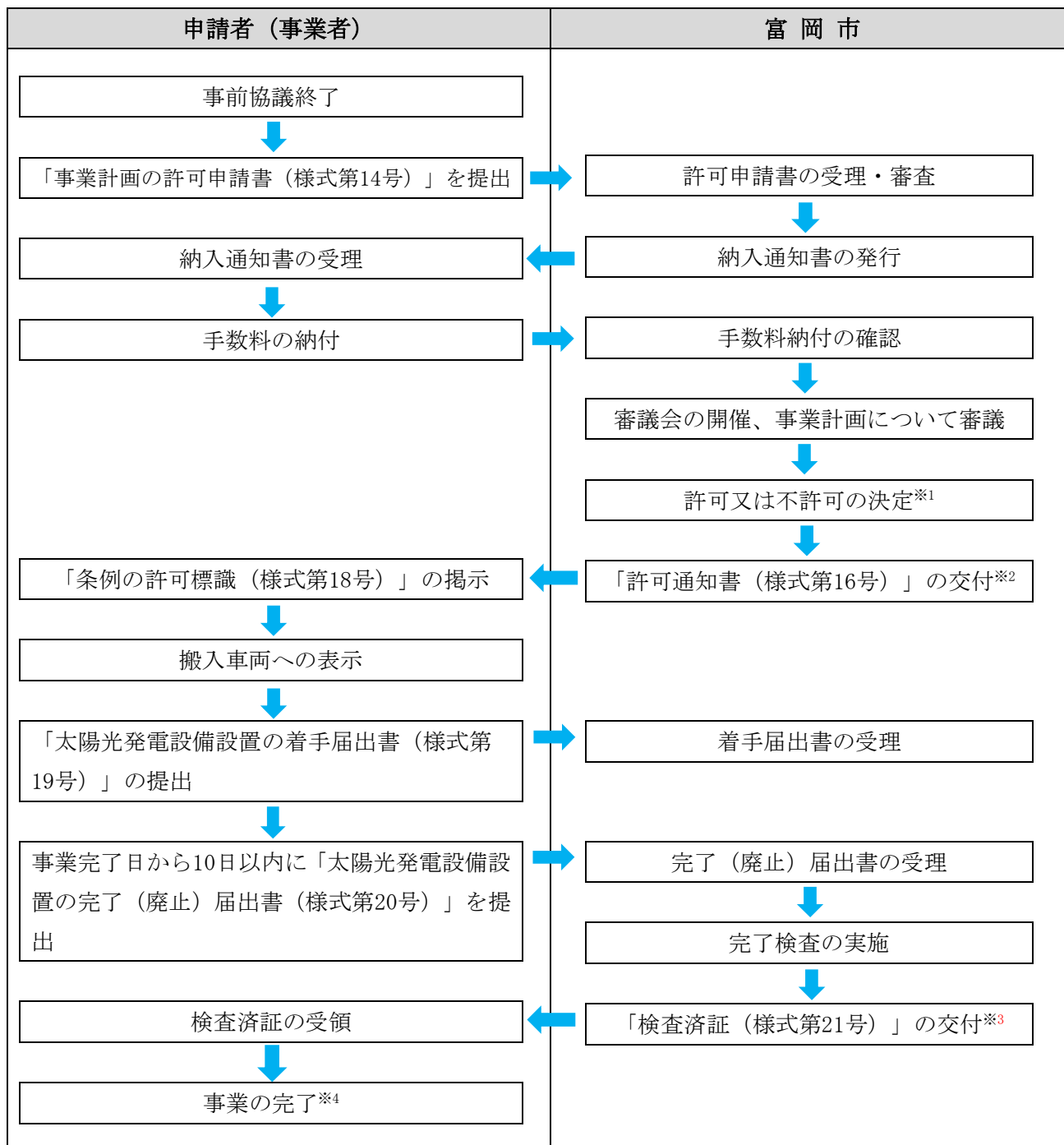
報告書等の種類	添付書類	提出部数
説明会開催報告書 (様式第12号)	ア) 説明会で配布した資料 イ) その他市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業区域から100メートルの区域を示した地図 ■ 事業区域から 100 メートルの区域に居住する者及び土地又は建物所有者を記した地図 ■ 近隣住民等説明会出席者名簿 ■ 近隣住民等説明会議事録 ■ 近隣住民等説明会通知文（個別通知文及び回覧文書） 	1部
協議状況報告書 (様式第13号)	ア) 意見書（事業計画の案に対する意見を記載した書類）の写し イ) 見解書（意見書に対する見解を示した書類）の写し	1部

5-3 太陽光発電設備設置事業に係る許可申請の手続

事前協議終了後、「事業計画の許可申請書（様式第14号）」に必要書類を添付し、関係課協議資料含めて正本：1部をご提出ください。また、許可申請に対する許可又は不許可の判断は、「富岡市太陽光発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）」の答申に基づき決定します。

(1) 許可申請から事業完了までの流れ

許可申請書の提出から事業完了までの手続の流れは、以下のとおりです。



※¹ 事前協議から許可又は不許可の決定までに要する期間は、事業内容や審議会の開催日程によって数箇月かかります（原則6か月間）。

※² 不許可の場合は、市から事業者に対し「許可しない旨の通知書（様式第17号）」を交付します。

※³ 検査の結果、許可基準に適合していないと認められるときは、市から事業者に対し、「検査済証を交付できない旨の通知書（様式第22号）」を交付します。

※⁴ 事業者は、許可を受けた太陽光発電設備の設置を行っている期間中、あらかじめ閲覧場所及び時間を定め、市長に提出した書類の写しを近隣住民その他事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させてください。

(2) 許可申請書（様式第14号）に添付する書類

許可申請書を提出する際は、以下に掲げる書類を添付し提出してください。

図面等の種類		明示すべき事項及び添付書類
①	事業者及び工事施行者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書）	事業者 ■ 個人の場合は、その住民票の写し ■ 法人の場合は、その法人の登記事項証明書 工事施工者 ■ 個人の場合は、その住民票の写し ■ 法人の場合は、その法人の登記事項証明書
②	事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し	■ 事業区域の土地に関する登記事項証明書（1部は原本） ■ 事業区域の土地に関する公図の写し（1部は原本） ※公図には、方位、開発区域（朱色着色）、公道（要着色）、水路（要着色）を明示すること。
③	事業者及び工事施行者が事業計画の案を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類	事業者 ■ 融資証明書又は残高証明書 工事施工者 ■ 残高証明書又は決算報告書等
④	事業者及び工事施行者が条例第13条第2項第3号に該当しないことを誓約する書類	事業者 ■ 富岡市暴力団排除条例（平成24年富岡市条例第32号）第2条に定義する暴力団員等でないことを誓約する書類 ※富岡市ホームページに様式を掲載 工事施工者 ■ 富岡市暴力団排除条例（平成24年富岡市条例第32号）第2条に定義する暴力団員等でないことを誓約する書類 ※富岡市ホームページに様式を掲載
⑤	委任状（代理人の場合） ※事業者自らが事務手続を行う場合は添付不要	事業者に代わって代理人が手続をすることを証明する書類
⑥	開発区域位置図	以下に掲げる項目を必ず記載すること。 <u>《記載事項》</u> ■ 縮尺1/25,000以上で作成した旨 ■ 方位 ■ 開発区域の位置

		※朱色で着色し明示すること。
⑦	現況平面図 <u>(測量図)</u>	<p>以下に掲げる項目を必ず記載すること。</p> <p>《記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/600以上で作成した旨 ※1/600以上の縮尺で作成すること。 ■ 開発区域の位置 ※朱色で着色し明示すること。 ■ 方位 ■ 開発区域の地形 ※土地の測量調査を行い土地の勾配（高低差）を示すこと。
⑧	土地等権利者同意書	<p>《土地の賃貸借を伴う場合（賃貸借契約）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 土地等権利者同意書 ■ 賃貸借契約書の写し <p>《土地の売買を伴う場合（売買契約）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 売買契約書の写し <p>《自己所有の土地で事業を行う場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 所有権があることを証明する書類 <p>《事業区域に共有地を含む場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当該権利を有する全ての者の同意書
⑨	土地利用計画平面図	<p>以下に掲げる項目を必ず記載すること。</p> <p>《記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/600以上で作成した旨 ※1/600以上の縮尺で作成すること。 ■ 方位 ■ 開発区域の位置 ※朱色で着色し明示すること。 ■ 太陽光アレイの配置（レイアウト） ■ 太陽光モジュールの発電量 ■ フェンスの位置及び高さ ■ 緩衝帯の幅 ■ 目隠し又は植栽の設置位置 ■ 門扉及び標識の位置 ■ 構内柱及び電柱の位置並びに配線経路 ■ 申請日から3か月以内に作成した旨
⑩	造成計画平面図 ※切土又は盛土を行う場合のみ要添付	<p>以下に掲げる項目を必ず記載すること。</p> <p>《記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/600以上で作成した旨

		<p>※1/600以上の縮尺で作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 開発区域の位置 ※朱色で着色し明示すること。 ■ 切土の位置及び範囲 ※黄色で着色し明示すること。 ■ 盛土の位置及び範囲 ※赤色で着色し明示すること。 ■ 崖又は擁壁の位置 ■ 道路の位置、形状、幅員、勾配 ■ 縦横断線の位置及び記号 ■ 太陽光発電設備の配置
	<p>造成計画断面図</p> <p>※切土又は盛土を行う場合のみ要添付</p>	<p>以下に掲げる項目を必ず記載すること。</p> <p>《記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/600以上で作成した旨 ※1/600以上の縮尺で作成すること。 ■ 縦横断線の位置及び記号 ■ 切土をする前後の地盤面の高低 ※黄色で着色し明示すること。 ■ 盛土をする前後の地盤面の高低 ※赤色で着色し明示すること。 ■ 計画地盤高 ■ 構造物の位置及び形状を明示 ■ 太陽光発電設備の配置及び架台の構造 ■ 太陽光発電設備の基礎の仕様及び根入れ長
⑪	<p>排水計画平面図及び集水区域図並びに断面図</p> <p>※設備設置により、雨水流出量が増大する事業地は排水計画を検討すること。</p>	<p>以下に掲げる項目を必ず記載すること。</p> <p>《記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/600以上で作成した旨 ※1/600以上の縮尺で作成すること。 ■ 排水区域界 ■ 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置 ■ 放流先の名称 ■ 流量計算書
⑫	<p>水利権者等同意書</p> <p>※雨水の放流先を用水路に接続しない場合は添付不要</p>	<p>所有者又は管理者の同意書</p>
⑬	<p>擁壁の背面図及び断面図</p>	<p>以下に掲げる項目を必ず記載すること。</p> <p>《記載事項》</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/500以上で作成した旨 ※縮尺1/500以上で作成すること。 ■ 擁壁の寸法及び勾配 ■ 擁壁の材料の種類及び寸法 ■ 裏込コンクリートの寸法 ■ 浸水層の位置及び寸法 ■ 擁壁を設置する前後の地盤面 ■ 基礎地盤の土質 ■ 基礎杭の位置及び材料並びに寸法を明示
⑭	太陽光発電設備の構造図及び立面図	<p>構造図及び立面図に以下に掲げる項目を必ず記載すること。</p> <p>構造図</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/50以上で作成した旨 ※縮尺1/50以上で作成すること。 ■ 太陽光発電設備の形状、高さ、寸法、材料、勾配及び色彩 ※太陽光パネルレイアウトごとに作成すること。 ■ 架台の形状、高さ、寸法、材料、勾配及び色彩 ※太陽光パネルレイアウトごとに作成すること。 ■ 基礎の仕様及び根入れ長 ■ 変電設備の形状、高さ及び寸法 <p>立面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 縮尺1/300以上で作成した旨 ※縮尺1/300以上で作成すること。 ■ 図面の方向 ■ 太陽光発電設備の形状、高さ、寸法、材料、勾配及び色彩 ※太陽光パネルレイアウトごとに作成すること。 ■ 架台の形状、高さ、寸法、材料、勾配及び色彩 ※太陽光パネルレイアウトごとに作成すること。 ■ 基礎の仕様及び根入れ長 ■ 事業区域内に設置するフェンス等の工作物等の形状、高さ、寸法、材料、勾配及び色彩 <hr/> <p>構造図及び立面図に以下に掲げる書類を添付すること。</p> <p>構造図添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光発電設備の仕様書及びカタログ ■ 架台の仕様書及びカタログ ■ 変電設備の仕様書及びカタログ <p>立面図添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業区域に設置するフェンスの仕様書及びカタログ ※フェンスの高さ及び色彩を示すこと。

		<p>※簡易的な仕様のもものは認められない。</p> <p>■ フェンスに設置する目隠しの仕様書又はカタログ</p> <p>※簡易的な仕様のもものは認められない。</p> <p>※植栽を目隠しとして使用する場合は、植栽の種類及び高さ等がわかる書類を提出すること。</p>
⑮	維持管理に係る計画書 (様式第2号)	<p>以下の項目について記載漏れのないよう記入すること。</p> <p>《記載事項》</p> <p>■ 事業区域（所在、面積）</p> <p>■ 期間（工事予定期間、発電予定期間）</p> <p>■ 発電概要（想定発電出力、年間想定発電量）</p> <p>■ 太陽光パネル発電設備（製品番号等、設置枚数、設置面積、高さ、色彩）</p> <p>■ 附属設備（製品番号等、設置箇所数、容量、定格出力、発生騒音量）</p> <p>■ 工事施工者（住所、氏名、電話番号）</p> <p>■ 電気事業者（住所、氏名、電話番号）</p> <p>■ 事業区域の管理者（住所、氏名、電話番号、管理内容等）</p> <p>■ 点検予定業者等（住所、氏名、電話番号、点検の頻度）</p> <p>■ 管理者点検概要（発電設備、附属品等、その他）</p> <p>※点検内容が書ききれない場合は、別紙を添付すること。</p> <p>※フェンス、目隠し、植栽等の維持管理方法について具体的に記述すること。</p> <p>※発電出力が高圧の場合は、保安規程を添付すること。</p> <p>■ 緊急時の連絡先（住所、氏名、電話番号）</p>
⑯	立地環境に関する概要書 (様式第3号)	<p>以下の項目について記載漏れのないよう記入すること。</p> <p>事業区域の概要</p> <p>■ 所在</p> <p>■ 面積</p> <p>■ 区域区分</p> <p>事業区域の土地利用規制等の状況</p> <p>■ 自然環境の保全に関する規制区域</p> <p>■ 景観の保全に関する規制地域</p> <p>※「眺望点から事業区域を撮影した写真」及び「眺望点から事業区域までの距離を示した位置図」を添付すること。</p> <p>■ 災害防止に関する規制地域</p> <p>※規制区域に該当する場合は、各法令の所管部署に問い合わせを行い、その結果を添付すること。</p> <p>事業区域周辺の状況</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業区域と周辺集落との関係 ■ 事業区域からの排水先に関する概要 ■ 事業区域への主たる進入経路及び前面道路の状況 ※道路幅員が4m未満である場合は、通行に支障が生じないための対策を検討し、その内容を示した書面を添付すること。
⑰	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	<p>ア) 事業の施行に必要となる法令及びその他の条例の許認可の取得の状況</p> <p>イ) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条第1項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況</p> <p>ウ) その他市長が必要と認める書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 電気事業者との接続契約書の写し ■ 工事費見積書又は工事設計書 ■ 廃棄費用の年度別の積立金額を示した書類(売電期間中の資金計画書) ■ <u>反射光シミュレーション図とその影響に対する考察書類(四季ごとの太陽光の入射角及び反射角を示した書類)</u> ■ <u>太陽光発電設備の構造(強度)計算書</u> ■ <u>地盤調査(SWS試験又は引抜き試験等)の試験結果</u> ※事前協議書の提出前にSWS試験を実施できない場合は、市都市計画課と協議すること。 ■ <u>地盤調査の結果を基に算定した架台基礎の支持力の安定性を示した書類</u> ■ <u>年間想定発電量の根拠を示した書類</u> ■ <u>防草シートの仕様書及びカタログ</u> ※透水性係数を示し透水性があることを証明すること。 ■ 事業区域及び周辺の状況がわかるカラー写真

※ 図面は、現況と一致したものを提出してください。既存の資料がない場合や既存の資料が現況と異なる場合は、測量を行い、図面を作成してください。

※ 添付書類は、作成日又は発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。

※ 添付漏れがないよう別紙「事業計画の許可申請書（様式第14号）チェックシート」をご活用ください。

(3) 許可標識の設置

許可を受けたときは、公衆から見える場所に「富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の許可標識（様式第18号）」（H50cm以上×W60cm以上）を設置してください。また、標識は、経年劣化しにくい素材を使用してください。

富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の許可標識			
許可を受けた者	住所		
	氏名又は名称（代表者氏名）		
	電話番号		
許可の概要	許可番号		許可第 号
	許可年月日		年 月 日
	事業区域	所在	富岡市
		面積	m ²
	発電施設の種別		
	想定発電出力		kW
	年間想定発電量		kWh
	工事期間※		
工事施行者	住所		
	氏名又は名称（代表者氏名）		
	電話番号		
許可をした機関	名称		
	連絡先		

※「工事期間」を「発電期間」に修正してください。

(4) 搬入車両への表示

事業区域に太陽光発電設備を搬入しようとするときは、搬入車両及び工事車両に表示物を掲示してください（参考：以下のとおり）。

「参考：表示物イメージ」
搬入及び工事に係る車両 ○○○○○○○○事業 株式会社○○○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○○
「富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」 ○○年○○月○○日付け 許可第○○○○-○○号

※ 表示物の大きさは、A3用紙程度とする。

(5) 事業着手及び事業完了に伴う手続

太陽光発電設備の設置工事に着手する前に「太陽光発電設備設置の着手届出書（様式第19号）」を1部ご提出ください。また、事業が完了した際は、事業完了日から10日以内に「太陽光発電設備設置の完了（廃止）届出書（様式第20号）」を1部ご提出ください。

申請書等の種類	添付資料
太陽光発電設備設置の 着手届出書 (様式第19号)	ア) 許可通知書の写し イ) 標識を設置した場所が明示された図面 ウ) 標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真
太陽光発電設備設置の 完了（廃止）届出書 (様式第20号)	ア) 工事写真（各工程の写真） イ) 工事完了状況が確認できる写真 ウ) 事業区域の位置を示す図面 エ) 土地利用計画平面図

5-4 変更許可申請に係る手続き

許可を受けた事業計画を変更する場合は、変更許可申請の手続きが必要です。変更する前に市の許可を受けてください。許可又は不許可の判断は、「富岡市太陽光発電設備設置審議会」の答申に基づき決定します。なお、変更許可の申請に要する期間は、審議会の開催日程によって数箇月かかる場合がありますのでご注意ください。

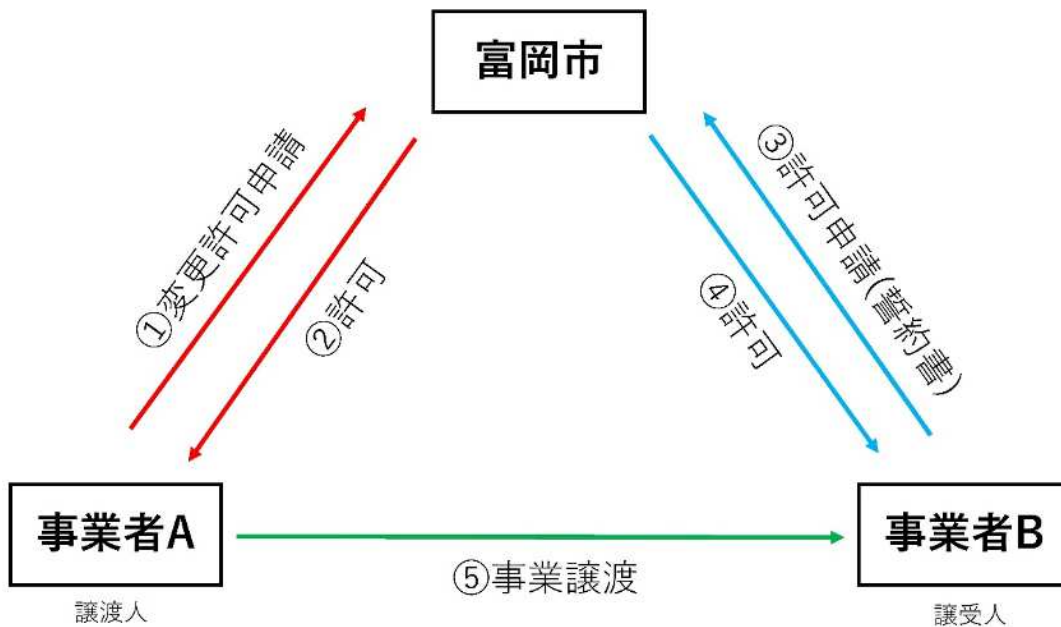
(1) 許可を受けた「事業の内容変更」

許可事業の内容を変更する場合は、変更許可申請が必要です。事前に都市計画課までご相談ください。

(2) 許可を受けた「事業の譲渡又は転売」

許可事業を別事業者に譲渡又は転売する場合は、変更許可申請の対象となります。この場合、譲渡人による変更許可申請及び譲受人による許可申請（新規）の手続きが必要です。

《変更許可申請のスキーム》



6 太陽光発電設備設置に関する許可基準

条例施行規則で定める太陽光発電設備設置の許可基準は、以下のとおりです。

6-1	条例第13条第1項第1号の規則で定める許可基準																		
	事業区域の周辺地域（以下この項において「周辺地域」という。）における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。																		
<p>(1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。次号において「鳥獣保護法」という。）第28条第1項の鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分に取られていること。</p> <p>(2) 事業区域に鳥獣保護法第29条第1項の特別保護地区を含まないこと。</p> <p>(3) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最少限度の範囲の伐採であること。</p>																			
6-2	条例第13条第1項第2号の規則で定める許可基準																		
	周辺地域の景観を阻害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること ^{※1}																		
<p>(1) 太陽光発電設備の高さ、配置、色彩等が周囲と調和したものであること。</p> <p>(2) 事業区域と隣接する土地との間に別表で定める幅の緩衝帯が設けられ、太陽光発電設備が周辺の道路、公共空地、隣接する住宅の敷地から見えないよう低木、周囲の景観と調和した目隠しフェンス等の設置による配慮がされていること。</p> <p>《別表》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区域の面積</th> <th>緩衝帯の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.3ha未満</td> <td>1.0m</td> </tr> <tr> <td>0.3ha以上0.5ha未満</td> <td>2.0m</td> </tr> <tr> <td>0.5ha以上1.0ha未満</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>1.0ha以上1.5ha未満</td> <td>4.0m</td> </tr> <tr> <td>1.5ha以上5.0ha未満</td> <td>5.0m</td> </tr> <tr> <td>5.0ha以上15.0ha未満</td> <td>10.0m</td> </tr> <tr> <td>15.0ha以上25.0ha未満</td> <td>15.0m</td> </tr> <tr> <td>25.0ha以上</td> <td>20.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 事業区域の全部又は一部が、富岡市景観計画（平成21年富岡市告示第67号。次号において「景観計画」という。）の森林景観の区域（おおむね標高150メートル以上の現況山林又は原野に限る。）である場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する一般国道及び県道から太陽光発電設備が見えないようにするとともに、山の稜線の形状が著しく変わらないようにすること。</p> <p>(4) 太陽光発電設備が、景観計画に記載された主な眺望点^{※2}のいずれからも見えないこと。</p> <p>※¹地上設置型太陽光発電設備の景観形成基準を定めています。詳しくは、別紙「地上設置型太陽光</p>		事業区域の面積	緩衝帯の幅	0.3ha未満	1.0m	0.3ha以上0.5ha未満	2.0m	0.5ha以上1.0ha未満	3.0m	1.0ha以上1.5ha未満	4.0m	1.5ha以上5.0ha未満	5.0m	5.0ha以上15.0ha未満	10.0m	15.0ha以上25.0ha未満	15.0m	25.0ha以上	20.0m
事業区域の面積	緩衝帯の幅																		
0.3ha未満	1.0m																		
0.3ha以上0.5ha未満	2.0m																		
0.5ha以上1.0ha未満	3.0m																		
1.0ha以上1.5ha未満	4.0m																		
1.5ha以上5.0ha未満	5.0m																		
5.0ha以上15.0ha未満	10.0m																		
15.0ha以上25.0ha未満	15.0m																		
25.0ha以上	20.0m																		

発電設備設置に係る景観形成のための許可個別基準」をご確認ください。

※² 富岡市景観計画に定める眺望景観資源

性質による分類	眺望景観資源
自然的景観資源	城山、もみじ平総合公園、高田川（サイクリングロード）、大塩湖、崇台山、妙義山、一峰公園、丹生湖、神成山、宮崎公園
都市的景観資源	桐淵橋、新鎗橋、新富岡大橋、上信越自動車道（富岡インターチェンジ）、鎗橋、富岡大橋、しののめ跨線橋
歴史的景観資源	貫前神社鳥居付近、中高瀬観音山遺跡、北向観音

6-3	条例第13条第1項第3号の規則で定める許可基準
	周辺地域において土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
<p>(1) 事業区域に砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地を含まないこと。</p> <p>(2) 事業区域に水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域を含まないこと。</p> <p>(3) 事業区域に地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域を含まないこと。</p> <p>(4) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。</p> <p>(5) 事業区域に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域を含まないこと。</p> <p>(6) 事業区域に森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林の存する土地を含まないこと。</p> <p>(7) 事業区域に河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域を含まないこと。</p>	
6-4	条例第13条第1項第4号の規則で定める許可基準
	事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が都市計画法（昭和43年法律第100号）その他関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること。
<p>(1) 事業区域内における法面の勾配が垂直方向1メートルに対する水平方向2メートルの勾配を超える場合は、次項第3号に掲げる基準を満たす擁壁が設置されていること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、造成計画が宅地防災マニュアル（平成19年3月28日国都開第27号）の基準に適合したものであること。</p>	
6-5	条例第13条第1項第5号の規則で定める許可基準

排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
- (2) 排水施設の構造が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たすものであること^{※1}。
- (3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条第1項に掲げる基準を満たす方法で設置されていること^{※2}。
- (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されていること。

※¹ 下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号に掲げる基準

号	内容
第2号	排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
第3号	排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
第8号	暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。 イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所 ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。 ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
第9号	ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
第10号	ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

※² 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条第1項に掲げる基準

（擁壁の設置に関する技術的基準）

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面に次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
 - イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
 - (1) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの
 - (2) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第14条第1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

《別表第1》

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

6-6 条例第13条第1項第6号の規則で定める許可基準

地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。

- (1) 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。
- (3) 盛土部分の土砂が崩壊しないように締固めその他の措置が講じられていること。
- (4) 事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置されていること。

6-7 条例第13条第1項第7号の規則で定める許可基準

周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について、道路の幅員を4メートル確保できるよう事業区域を後退させるなど太陽光発電設備の搬入の用に供する車両（第17条において「搬入車両」という。）の通行に支障がないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。

6-8 条例第13条第1項第8号の規則で定める許可基準

太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他の太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。

(2) 太陽光発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合していること。
 ≪特定工場等において発生する騒音について規制する時間及び区域の区分ごとの規制基準（平成 24 年 4 月 1 日告示第 37 号）≫

区分	昼間（8時から18時まで）	朝（6時から8時まで） 夕（18時から21時まで）	夜間（21時から6時まで）
第1種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

※ 以下①から⑥までに掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における基準は、上表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値（第2種区域、第3種区域及び第4種区域に係るものに限る。）からそれぞれ5デシベル減じた値とする。

- ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
- ② 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所
- ③ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- ④ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- ⑤ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- ⑥ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（昭和 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

※ デシベルとは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。

※ 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は早い動特性（FAST）を用いることとする。

※ 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8731 に定める方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、以下①から④までのとおりとする。

- ① 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- ② 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- ③ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
- ④ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

※ 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次に掲げる区域として市長が告示した区域をいう。

- ① 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ② 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ③ 第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

④ 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

《特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定（平成24年4月1日告示第38号）》

区域の区分	区域名
第2種区域	1 用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域 2 用途地域を除く区域（第3種区域及び第4種区域を除く区域）
第3種区域	1 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域 2 用途地域を除く区域のうち次に掲げる区域 (1) 富岡、七日市、田島、曾木、宮崎、南蛇井、中沢、神成及び上小川の区域 (2) 別保のうち高田川以南の区域 (3) 一ノ宮のうち坂井工業団地及び高田川以北を除く地域 (4) 宇田のうち宇田工業団地を除く区域 (5) 神農原のうち神農原工業団地を除く区域 (6) 田篠のうち田篠工業団地及び田篠住宅団地を除く地域 (7) 主要地方道前橋安中富岡線のうち県道安中富岡線の起点以南100メートルの地点から主要地方道藤木高崎線の起点までの間の両側150メートルの範囲の区域
第4種区域	1 用途地域のうち工業専用地域の区域 2 宇田工業団地の区域 3 神農原工業団地の区域 4 田篠工業団地の区域 5 坂井工業団地の区域 6 藤木工業団地の区域 7 桑原製材団地の区域

- (3) 事業完了後に、太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。
- (4) 太陽光発電設備の架台の構造が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条に掲げる規準を満たし、又は当該基準を満たすものに準ずると市長が認めたものであること。
- (5) 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。

	条例第13条第1項第9号の規則で定める許可基準
6-9	設置する太陽光発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。
	条例第13条第1項第10号に掲げる許可基準
6-10	市の総合計画、環境基本計画、景観計画、都市計画その他の将来計画に適合したものであること。

※ 許可基準「6-2」「6-3」「6-8」について、審議会が認めた場合は、許可基準に適合して

いるものとみなす。

7 太陽光発電設備設置に関する許可の取消し

許可事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、許可を取り消します。

- (1) 不正な手段により、第12条第1項の規定による許可又は第14条第1項の規定による変更の許可を受けたとき。
- (2) 第12条第1項の規定による許可を受けた日（第14条第1項の規定による変更の許可を受けた場合については、当該変更の許可を受けた日）から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る事業に着手しなかったとき。
- (3) 第12条第1項の規定による許可（第14条第1項の規定による変更の許可を受けた場合については、当該変更の許可）を受け、事業に着手した日後1年を超える期間引き続き事業を行っていないとき。
- (4) 第13条第1項に規定する要件を満たさない事業を行ったとき。
- (5) 第13条第4項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反したとき。
- (6) 第14条第1項の規定に違反して、同項に規定する変更の許可を受けずに事業を行ったとき。
- (7) 条例第27条第1項の規定による命令に違反したとき。

8 措置命令

- (1) 市長は、許可事業者が当該許可（第14条第1項の変更の許可を受けた者については、その許可）を受けた事業計画に従って事業を行っていないと認めるときは、当該許可事業者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができます。
- (2) 市長は、第12条第1項又は第14条第1項の規定に違反した事業者に対し、事業の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができます。

9 土地所有者等に対する措置

- (1) 市長は、保全地区内の事業（この条例の規定により許可を受けて行う事業又はこの条例の施行前に行われた事業若しくはこの条例の施行の際、既に着手している事業であって、その事業がこの条例の施行後に行われたとしたならばこの条例の規定により許可を受けて行うこととなるものに限る。以下同じ。）が行われた土地において、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができます。
- (2) 前項の場合において、土地所有者等以外の者の行為により、前項の事態が生ずるおそれがあると認められるときは、当該者（相続、合併又は分割によりその地位を継承した者を含む。）に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができます。

10 違反事実の公表

- (1) 市長は、条例第18条第3項若しくは第27条の規定により命令したとき、又は第26条の規定により許可を取り消したときは、次に掲げる事項を公表することができます。
 - ① 当該命令又は許可の取消しを受けた者の氏名及び住所
 - ② 当該命令又は許可の取消しの内容
- (2) 市長は、事業者がこの条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるときは、次に掲げる事項を公表することができます。
 - ① 当該事業者の氏名及び住所
 - ② 当該事業者が行った不正行為の内容

11 その他

11-1 「富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 保全地区（第8条・第9条）
- 第3章 保全地区内の事業の許可（第10条—第19条）
- 第4章 富岡市太陽光発電設備設置審議会（第20条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条—第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然環境、景観等と調和のとれた太陽光発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって住民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 富岡市の美しい自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）であって、同条第4項第1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。
- (2) 事業者 太陽光発電設備を設置する事業（木竹の伐採、盛土、切土、埋土等の造成工事を含む。以下「事業」という。）を計画し、これを実施する者をいう。
- (3) 事業区域 事業を行う土地（太陽光発電設備に附属する管理施設、変電設備、緩衝地帯等に係る土地を含む。）であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。
- (4) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (5) 工事施行者 事業に係る工事を請け負った者及び請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。
- (6) 近隣住民 事業区域の境界から100メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建物を所有する者をいう。
- (7) 該当行政区 富岡市行政区条例（平成18年富岡市条例第13号）第2条に規定する行政区で、事業区域の境界から100メートル以内の区域を含む行政区をいう。

（市の責務）

第4条 市は、第2条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、自然環境、景観等と太陽光発電設備の設置との調和が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第6条 土地所有者等は、事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう十分配慮し、並びに近隣住民及び該当行政区との良好な関係を保たなければならない。

第2章 保全地区

（保全地区）

第8条 市長は、自然環境、景観等と太陽光発電設備の設置との調和が必要な地区を保全地区として指定するものとする。

2 前項に規定する保全地区は、富岡市景観条例（平成21年富岡市条例第14号。第12条第1項第2号において「景観条例」という。）第7条第1項の規定に基づく富岡市景観計画（平成21年富岡市告示第67号。以下「景観計画」という。）で定める景観計画区域とする。

3 市長は、保全地区の指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。この場合において、当該指定は、当該告示によってその効力を生ずるものとする。

（保全地区の変更及び解除）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、速やかに、保全地区の指定を変更し、又は解除するものとする。

2 市長は、保全地区の変更又は解除を行う場合においては、第20条に規定する富岡市太陽光発電設備設置審議会の意見を聴かななければならない。

3 前条第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 保全地区内の事業の許可

（届出）

第10条 事業者は、第12条第1項の規定による許可又は第14条第1項の規定による変更の許可を申請しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の案について、市長に届け出なければならない。

（事前協議等）

第11条 事業者は、前条の規定により届け出た事業計画の案について、市長と協議しなければならない。

2 事業者は、近隣住民及び該当行政区の区域に居住する者（以下「近隣住民等」という。）に対し事業計画の案の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該事業計画の案に係る土地に標識を設置するとともに、当該標識を設置した日から起算して14日以内に近隣住民等に対して当該事業計画の案についての説明会を開催しなければならない。

- 3 近隣住民等は、規則で定めるところにより、前項の説明会を開催した事業者に対し、事業計画の案についての意見を申し出ることができる。
- 4 前項の規定による意見の申出があったときは、当該事業者は、規則で定めるところにより、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。
- 5 事業者は、第2項の規定により標識を設置し、又は近隣住民等への説明会を開催したとき、第3項の規定による意見の申出があったとき、及び前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(事業計画の許可)

第12条 事業者は、保全地区内において事業を行おうとするときは、前条の協議結果を踏まえ、事業区域ごとに事業計画を定め、当該事業計画について市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置する事業
- (2) 事業区域が景観条例第8条第1項の規定に基づく景観計画で定める特定景観計画区域以外の区域で、当該事業区域の土地の面積が300平方メートル未満の事業
- (3) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第1号の規定に基づく環境施設として太陽光発電施設を設置する事業

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人については、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)
- (2) 事業区域の所在及び面積
- (3) 工事施行者の氏名及び住所
- (4) 事業の完了時における土地の形状
- (5) 太陽光発電設備を設置する位置
- (6) 事業の期間及び工程
- (7) 自然環境の保全のための方策
- (8) 景観保全のための方策
- (9) 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (10) 太陽光の反射等による生活環境に対する被害を防止するための措置
- (11) 前2号に掲げるもののほか、災害、事故等の発生を防止するための措置
- (12) 事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可の取得に関する計画
- (13) 事業の完了後における太陽光発電設備の維持管理の計画
- (14) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の規定による許可の申請には、当該申請に係る事業区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準等)

第13条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 事業区域の周辺地域（以下この項において「周辺地域」という。）における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (2) 周辺地域の景観を阻害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (3) 周辺地域において土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (4) 事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が都市計画法（昭和43年法律第100号）その他関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること。
- (5) 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- (6) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- (7) 周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。
- (9) 設置する太陽光発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。
- (10) 市の総合計画、環境基本計画、景観計画、都市計画その他の将来計画に適合したものであること。

2 市長は、前条第1項の規定による許可の申請をした者又は当該許可の申請に係る工事施行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。

- (1) 事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。
- (2) 第26条の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しないとき。
- (3) 富岡市暴力団排除条例（平成24年富岡市条例第32号）第2条に定義する暴力団員等がその事業活動を支配するとき。

3 市長は、前条第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ前2項に掲げる事項について、第20条に規定する富岡市太陽光発電設備設置審議会の議を経なければならない。

4 市長は、前条第1項の規定による許可において、自然環境若しくは景観の維持又は災害若しくは生活環境への被害等の発生の防止のために必要な条件を付することができる。

（変更の許可）

第14条 第12条第1項の規定による許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る同条第2項に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（標識の掲示）

第15条 許可事業者は、当該許可に係る太陽光発電設備による発電を行っている間、当該事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

（太陽光発電設備の搬入車両への表示）

第16条 許可事業者は、当該許可を受けた事業区域に太陽光発電設備を搬入しようとするときは、規則

で定めるところにより、当該許可に係る太陽光発電設備の搬入の用に供する車両である旨その他規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。

- 2 許可事業者は、事業を他の者に請け負わせて当該許可を受けた土地に太陽光発電設備を搬入しようとする場合は、当該太陽光発電設備の搬入を請け負わせる者に対し、搬入の用に供する車両である旨その他規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示させなければならない。

(着手の届出)

第17条 許可事業者は、当該許可に係る事業に着手するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(完了の届出等)

第18条 許可事業者は、当該許可に係る事業を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該事業を廃止した場合も、同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、第12条第1項の規定による許可又は第14条第1項の規定による変更の許可の内容（次項において「許可内容」という。）に適合していることを検査し、その結果を許可事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の検査の結果、許可内容に適合しないと認めるときは、当該許可事業者に対し、相当の期限を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(関係書類の閲覧)

第19条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る太陽光発電設備による発電を行っている間、この章の規定により市長に提出した書類の写しを、近隣住民その他事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

第4章 富岡市太陽光発電設備設置審議会

(設置)

第20条 太陽光発電設備の設置に関する重要事項を調査審議するため、富岡市太陽光発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、太陽光発電設備の設置に関する事項を調査審議する。

- 2 審議会は、前項に規定する調査審議を行うほか、太陽光発電設備の設置に関する事項について、意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第23条 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第25条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 雑則

(許可の取消し)

第26条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により、第12条第1項の規定による許可又は第14条第1項の規定による変更の許可を受けたとき。
- (2) 第12条第1項の規定による許可を受けた日（第14条第1項の規定による変更の許可を受けた場合については、当該変更の許可を受けた日）から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る事業に着手しなかったとき。
- (3) 第12条第1項の規定による許可（第14条第1項の規定による変更の許可を受けた場合については、当該変更の許可）を受け、事業に着手した日後1年を超える期間引き続き事業を行っていないとき。
- (4) 第13条第1項に規定する要件を満たさない事業を行ったとき。
- (5) 第13条第4項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反したとき。
- (6) 第14条第1項の規定に違反して、同項に規定する変更の許可を受けずに事業を行ったとき。
- (7) 次条第1項の規定による命令に違反したとき。

(措置命令)

第27条 市長は、許可事業者が当該許可（第14条第1項の変更の許可を受けた者については、その許可）を受けた事業計画に従って事業を行っていないと認めるときは、当該許可事業者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 市長は、第12条第1項又は第14条第1項の規定に違反した事業者に対し、事業の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(土地所有者等に対する措置)

第28条 市長は、保全地区内の事業（この条例の規定により許可を受けて行う事業又はこの条例の施行前に行われた事業若しくはこの条例の施行の際、既に着手している事業であって、その事業がこの条例の施行後に行われたとしたならばこの条例の規定により許可を受けて行うこととなるものに限る。以下同じ。）が行われた土地において、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。

- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の行為により、前項の事態が生ずるおそれがあると認められるときは、当該者（相続、合併又は分割によりその地位を継承した者を含む。）に対し、その防

止のために必要な措置をとることを求めることができる。

(違反事実の公表)

第29条 市長は、第18条第3項若しくは第27条の規定により命令したとき、又は第26条の規定により許可を取り消したときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令又は許可の取消しを受けた者の氏名及び住所
- (2) 当該命令又は許可の取消しの内容

2 市長は、事業者がこの条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該事業者の氏名及び住所
- (2) 当該事業者が行った不正行為の内容

(報告の徴収)

第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保全地区内の事業に係る事業者、工事施行者、土地所有者等その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査等)

第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市職員に、保全地区内の事業に係る事業者若しくは工事施行者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第32条 第12条第1項の許可又は第14条第1項の変更の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 第12条第1項の許可の申請 1件につき3万円
- (2) 第14条第1項の変更の許可の申請 1件につき2万円

2 納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第33条 市長は、国又は地方公共団体が実施する事業については、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

11-2 「富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則」

(趣旨)

第1条 この規則は、富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成30年富岡市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(保全地区の指定の告示)

第3条 条例第8条第3項（条例第9条第3項で準用する場合を含む。）の規定による告示は、富岡市公告式条例（平成18年富岡市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

(事業計画の案の届出等)

第4条 事業者は、条例第10条の規定による届出を行うときは、事業計画の案に係る事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 事業者及び工事施行者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書）
- (2) 事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 事業者及び工事施行者が事業計画の案を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (4) 事業者及び工事施行者が条例第13条第2項第3号に該当しないことを誓約する書類
- (5) 委任状（代理人が届出する場合）
- (6) 開発区域位置図
- (7) 現況平面図
- (8) 土地等権利者同意書（借地の場合）
- (9) 土地利用計画平面図
- (10) 造成計画平面図及び断面図
- (11) 排水計画平面図及び断面図
- (12) 水利権者等同意書（用水路に接続する場合）
- (13) 擁壁の背面図及び断面図
- (14) 太陽光発電設備の構造図及び着色した透視図
- (15) 維持管理に係る計画書（様式第2号）
- (16) 立地環境に関する概要書（様式第3号）
- (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の届出があったときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

3 市長は、事業者に対し、必要な助言及び指導を審査指示書（様式第4号）により通知するものとする。

4 審査指示書の通知を受けた事業者は、事業計画の案を当該審査指示書により通知された内容に適合させるために関係行政機関、地域住民等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

- 5 審査指示書の通知を受けた事業者は、その内容を十分検討し、事業計画の案が当該審査指示書により通知された内容に適合する見込みがないと判断したときは、事前協議取下書（様式第5号）を市長に提出するものとする。
- 6 審査指示書の通知を受けた事業者は、事業計画の案が当該審査指示書により通知された内容に適合するに至ったときは、審査指示事項回答書（様式第6号）を市長に提出するものとする。
- 7 市長は、審査指示事項回答書の提出があった場合において、その内容が審査指示書により通知した内容に適合すると認めるときは、事前協議終了通知書（様式第7号）により、事業者に通知するものとする。
- 8 事業者は、提出した事業計画の案に係る事前協議書の内容を変更しようとするときは、事業計画の案変更届（様式第8号）に変更しようとする内容が確認できる書類を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。

（条例第11条第2項の標識）

第5条 条例第11条第2項の標識（以下この条において「標識」という。）は、太陽光発電設備設置計画についてのお知らせ（様式第9号）とする。

- 2 事業者は、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならない。
- 3 事業者は、標識を設置したときは、標識設置報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付し、当該標識を設置した日から起算して3日以内に市長に報告しなければならない。
 - （1） 標識を設置した場所が明示された図面
 - （2） 標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真等
- 4 事業者は、前項の規定により報告した内容に変更が生じた場合は、設置した標識の内容を変更した後、標識設置変更報告書（様式第11号）に前項に掲げる書類を添付し、当該標識の内容を変更した日から起算して3日以内に市長に報告しなければならない。

（説明会の開催）

第6条 事業者は、条例第11条第2項の規定による説明会（以下この条及び次条において「説明会」という。）を開催したときは、説明会開催報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付し、当該説明会を開催した日から起算して7日以内に市長に報告しなければならない。

- （1） 説明会で配布した資料
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（意見の申出）

第7条 条例第11条第3項の規定による意見の申出を行おうとする近隣住民等は、説明会が開催された日から起算して14日以内に、事業者に対し事業計画の案に対する意見を記載した書類（以下この条及び次条において「意見書」という。）を提出するものとする。

- 2 事業者は、意見書の提出があったときは、説明会が開催された日から起算して21日以内に、意見の概要を記載した書面に当該提出があった意見書の写しを添付し、市長に報告しなければならない。

（近隣住民等との協議）

第8条 事業者は、意見書の提出があった日から起算して14日以内に、当該意見書を提出した近隣住民等に対し当該意見書に対する見解を示した書類（次項及び第3項において「見解書」という。）を提出し、協議しなければならない。

2 事業者は、見解書を提出し協議を行うときは、近隣住民等に対しその内容を説明し、当該近隣住民等の理解を十分に得るものとする。

3 事業者は、第1項の協議を行ったときは、意見書及び見解書の写しを添付した協議状況報告書（様式第13号）により、当該協議が終了した日から起算して7日以内に市長に報告しなければならない。

（事業計画の許可申請）

第9条 条例第12条第1項の許可を受けようとする者は、事業計画の許可申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画に定める事項）

第10条 条例第12条第2項第14号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（1）事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可の取得の状況

（2）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第16条第1項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況

（事業計画の許可申請に係る添付書類）

第11条 条例第12条第3項の規則で定める書類は、第4条第1項に掲げる書類及び事前協議終了通知書の写しとする。

（許可の基準）

第12条 条例第13条第1項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1）事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。次号において「鳥獣保護法」という。）第28条第1項の鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分に取られていること。

（2）事業区域に鳥獣保護法第29条第1項の特別保護地区を含まないこと。

（3）事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最少限度の範囲の伐採であること。

2 条例第13条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、周辺地域の景観を阻害しないための十分な措置が取られているとして、富岡市太陽光発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）が認めた場合は、これらの基準に適合しているものとみなす。

（1）太陽光発電設備の高さ、配置、色彩等が周囲と調和したものであること。

（2）事業区域と隣接する土地との間に別表で定める幅の緩衝帯が設けられ、太陽光発電設備が周辺の道路、公共空地、隣接する住宅の敷地から見えないよう低木、周囲の景観と調和した目隠しフェンス等の設置による配慮がされていること。

（3）事業区域の全部又は一部が、富岡市景観計画（平成21年富岡市告示第67号。次号において「景観計画」という。）の森林景観の区域（おおむね標高150メートル以上の現況山林又は原野に限る。）である場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する一般国道及び県道から太陽光発電設備が見えないようにするとともに、山の稜線の形状が著しく変わらないようにすること。

（4）太陽光発電設備が、景観計画に記載された主な眺望点のいずれからも見えないこと。

3 条例第13条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、土砂崩れ、溢水等を防止するための十分な措置が取られているとして、審議会が認めた場合は、これらの基準に適合しているものとみなす。

- (1) 事業区域に砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地を含まないこと。
- (2) 事業区域に水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域を含まないこと。
- (3) 事業区域に地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域を含まないこと。
- (4) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。
- (5) 事業区域に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域を含まないこと。
- (6) 事業区域に森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林の存する土地を含まないこと。
- (7) 事業区域に河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域を含まないこと。

4 条例第13条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域内における法面の勾配が垂直方向1メートルに対する水平方向2メートルの勾配を超える場合は、次項第3号に掲げる基準を満たす擁壁が設置されていること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、造成計画が宅地防災マニュアル（平成19年3月28日国都開第27号）の基準に適合したものであること。

5 条例第13条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
- (2) 排水施設の構造が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たすものであること。
- (3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条第1項に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。
- (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されていること。

6 条例第13条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。
- (3) 盛土部分の土砂が崩壊しないように締固めその他の措置が講じられていること。
- (4) 事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置されていること。

7 条例第13条第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について、道路の幅員を4メートル確保できるよう事業区域を後退させるなど再生可能エネルギー発電

設備の搬入の用に供する車両（第17条において「搬入車両」という。）の通行に支障がないようにするための措置が講じられていること。

（2） 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。

8 条例第13条第1項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、近隣住民等の生活環境を保全すべき十分な措置が取られているとして、審議会が認めた場合は、これらの基準に適合しているものとみなす。

（1） 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他の太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。

（2） 太陽光発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合していること。

（3） 事業完了後に、太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。

（4） 太陽光発電設備の架台の構造が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条に掲げる規準を満たし、又は当該基準を満たすものに準ずると市長が認めたものであること。

（5） 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。

（審議会の議）

第13条 市長は、条例第13条第3項の規定により審議会の議を経ようとするときは、付議書により付議するものとする。

2 付議書には、条例第12条第1項の規定による許可の申請（以下「許可申請」という。）に対する市長の意見を付するものとする。

3 審議会は、付議された許可申請の内容が自然環境、景観及び近隣住民等の生活環境の保全上支障があるか否かを審査するものとする。

4 審議会は、付議された許可申請について議決をしたときは、その内容を記載した答申書を市長に提出するものとする。

5 市長は、答申書の提出があったときは、その内容を十分に参酌した上で、事業計画の許可又は不許可を決定するものとする。

（変更許可の申請）

第14条 条例第14条第1項の許可を受けようとする者は、事業計画の変更許可申請書（様式第15号）に変更内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（許可通知書及び許可しない旨の通知書）

第15条 市長は、許可申請及び条例第14条第1項の規定による変更の許可に係る申請があった場合において、許可をするときにあっては許可通知書（様式第16号）により、許可をしないときにあっては許可しない旨の通知書（様式第17号）により申請者に対し通知するものとする。

（条例第15条の規則で定める標識）

第16条 条例第15条の規則で定める標識は、富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の許可標識（様式第18号）とする。

（搬入車両への表示）

第17条 条例第16条第1項及び第2項の規則で定める事項は、許可事業者の氏名（許可事業者が法人その他の団体である場合については、名称。次項において同じ。）とする。

2 条例第16条第1項の規定による表示は、許可に係る搬入車両である旨にあっては日本産業規格Z 8305に規定する140ポイント以上の大きさの文字を、許可事業者の氏名にあっては日本産業規格Z 8305に規定する90ポイント以上の大きさの文字を用い、かつ、認識しやすい色の文字で搬入車両の両側面に鮮明に表示することとする。

(着手の届出)

第18条 条例第17条の規定による届出は、太陽光発電設備設置の着手届出書(様式第19号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 許可通知書の写し
- (2) 標識を設置した場所が明示された図面
- (3) 標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真等

(完了等の届出)

第19条 条例第18条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備設置の完了(廃止)届出書(様式第20号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 工事における各工程の写真
- (2) 工事完了状況が確認できる写真
- (3) 事業区域の位置を示す図面
- (4) 土地利用計画平面図

2 条例第18条第2項の規定による通知は、許可内容に適合していると認める場合にあっては検査済証(様式第21号)により、適合していないと認める場合にあっては検査済証を交付できない旨の通知書(様式第22号)により行うものとする。

(関係書類の閲覧)

第20条 事業者は、条例第19条の規定による閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。

(条例第23条第1項の学識経験を有する者)

第21条 条例第23条第1項の学識経験を有する者は、法律、経済、環境、景観、農林業、土木又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者とする。

(身分証明書)

第22条 条例第31条第2項の身分を証明する書類は、身分証明書(様式第23号)とする。

(書類の提出部数)

第23条 条例及びこの規則に基づき市長に提出する書類は、正本及び副本とし、その部数は、正本にあっては1部、副本にあっては市長が必要とする部数とする。

(その他)

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和元年8月23日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第64号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日規則第17号）

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

別表（第12条関係）

事業区域の面積	緩衝帯の幅
0.3ヘクタール未満	1メートル
0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	2メートル
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	3メートル
1ヘクタール以上1.5ヘクタール未満	4メートル
1.5ヘクタール以上5ヘクタール未満	5メートル
5ヘクタール以上15ヘクタール未満	10メートル
15ヘクタール以上25ヘクタール未満	15メートル
25ヘクタール以上	20メートル

— お問い合わせ先 —

〒370-2392 群馬県富岡市富岡 1460 番地 1

富岡市建設水道部 都市計画課 景観係

Tel:0274-62-1511 (内線 1314)

Fax:0274-62-0357

E-mail:keikan@city.tomioka.lg.jp

